

## 新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

東京工科大学

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

### 【感染が疑われる場合の対応】

#### (1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、都道府県等が設置している電話相談窓口、または、各キャンパスの医務室で、電話により相談してください。

#### (2) 発熱等の風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。

#### (3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。相談の目安は、以下の通りです。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

### 【感染した場合等の対応】

#### (1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず学生係へ電話報告してください。

#### 受診・相談報告

- ①新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ②相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④受診した場合は、受診日・医療機関名

検査が不要と判断された場合でも、体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機の上、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙2）に記録し、記録した内容を必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。

## (2)検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず学生係へ至急電話で報告してください。

### 受診結果報告

#### ㊦陽性の場合

- ①氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名) 自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内登校出勤の有無等)

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は平日の 11:00 以降に、各キャンパスの学生係へ至急電話連絡してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、担当学部、科目担当教員等に連絡します。その間の授業については、教員からの指示をあおいでください。

#### ㊧陰性の場合

- ①氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無(自宅待機や注意事項など)
- ③現在の体温と症状(風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など)

なお、陰性であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」(別紙2)へ記録し、必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。

## (3)登校の事前報告

入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」を受け、前日までに必ず学生係へ電話で報告し、指示をあおいでください。

### 【濃厚接触者となった可能性がある場合】

家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、家族等の同居者が感染した場合は、最後に接触した日から起算して 14 日間を経過観察期間とし、自宅待機の上、14 日間の自宅待機期間が終了するまで、現在の体温と症状を「健康記録票」(別紙 2)へ記録し、必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

なお、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状が出た場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず学生係へ電話報告してください。

## 各種問い合わせ先・連絡先

### 一般的な相談について

〈参考・東京都の場合〉

「新型コロナコールセンター」0570-550571

### 感染が疑われる場合

〈参考・東京都の場合〉

大田区保健所 03-5744-1360 平日 9:00 から 17:00 夜間及び土日祝は 03-5320-4592

八王子市保健所 042-645-5195 平日 8:30 から 17:15 夜間及び土日祝は 03-5320-4592

合同電話相談センター 03-5320-4592 平日 17:00 から翌 9:00 及び土日祝は終日

※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 連絡先

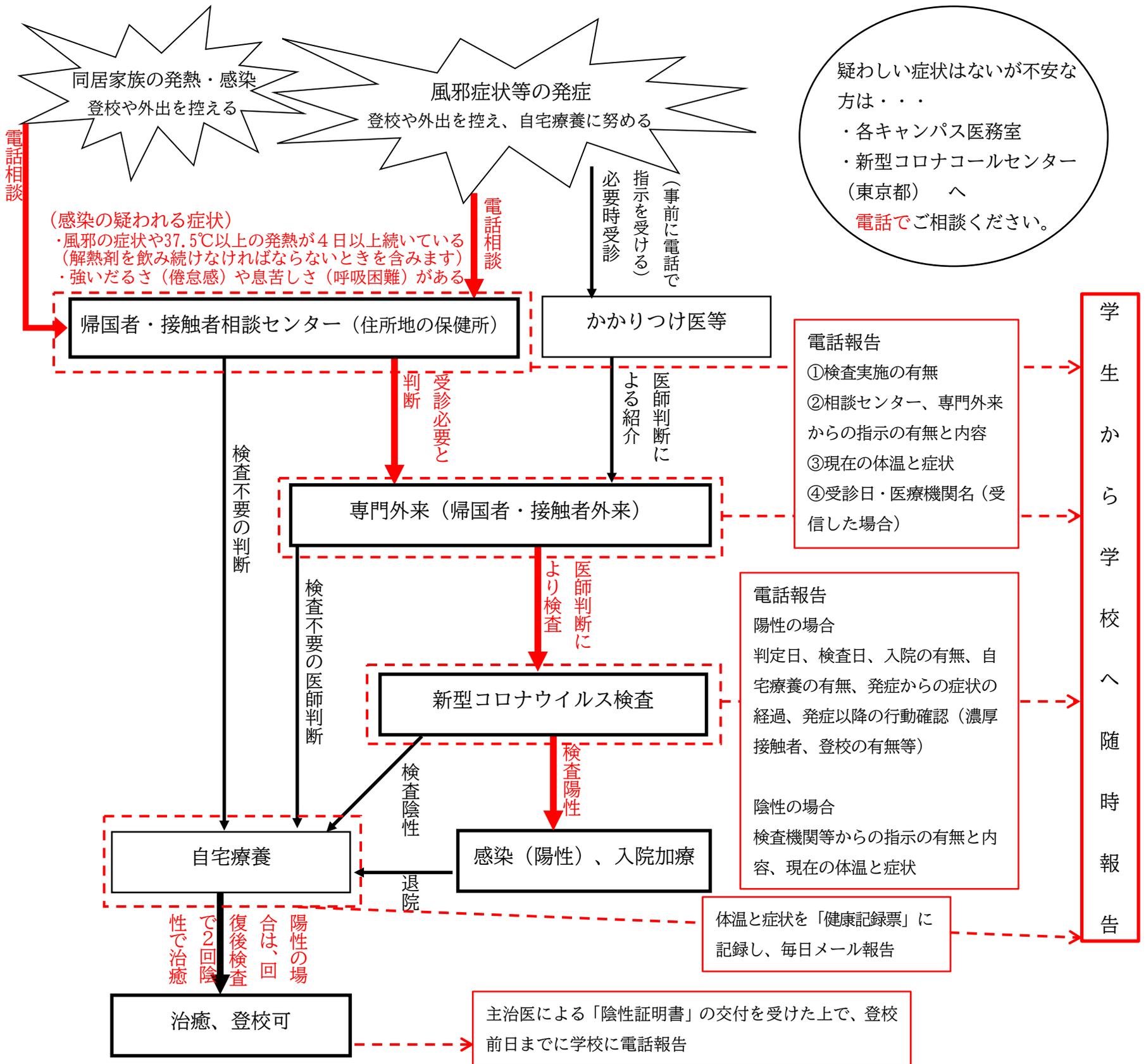
●東京工科大学蒲田キャンパス 学務課学生係・医務室 ☎03-6424-2115

平日 11:00 から 15:00 (平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

●東京工科大学八王子キャンパス 学務課学生係・医務室 ☎042-637-2114

平日 11:00 から 15:00 (平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応フローチャート



電話連絡先

- 新型コロナウイルスコールセンター(東京都の一般相談窓口) 0570-550571 (9:00から21:00、土日祝を含む)
- 帰国者・接触者相談センター(保健所) ※下記の厚生労働省ホームページを参照してください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- 八王子キャンパス  
東京工科大学 学務部学務課学生係 ☎042-637-2114 平日11:00から15:00  
日本工学院八王子専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生係 ☎042-637-3119 平日11:00から15:00  
(平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)
- 蒲田キャンパス  
東京工科大学 事務部学務課学生係 ☎03-6424-2115 平日11:00から15:00  
日本工学院専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生係 ☎03-3732-1111 平日11:00から15:00  
東京工科大学附属日本語学校 事務部 ☎03-3732-1071 平日11:00から15:00  
(平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

## 感染等に伴う欠席・休暇の扱い

### 1. 風邪の症状による場合

- ・学生は、当分の間原則欠席とならないように配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話またはメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は家族に連絡してもらう。

- ・教職員は当面の間、年次有給休暇を使用

その後、都内で感染者が多数発生した以降は、1週間を目安に学園の閉鎖を検討します。なお、感染拡大を抑制する観点で、臨時休暇（出勤者が著しく困難であると認められる場合）の適用も検討します。

### 2. 指定医療機関におけるウイルス検査を受ける場合

帰国者・接触者相談センターの指示による検査で、検査結果が出るまでの期間を含みます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・教員は、臨時休暇

### 3. 検査で陽性の場合

現時点ではウイルス反応陽性者は強制的に指定病院に隔離入院措置が取られます。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮します。

出席停止に該当する学生が発生した場合の対応については、別に定めるマニュアル・フローチャートに基づいて行う。

- ・教職員は、臨時休暇

### 4. 検査で陰性の場合

#### (1) 相談センターの指示がある場合

ア：学生は欠席とならないように、配慮します。

欠席する際は科目・授業担当教員に電話またはメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ：教職員は、臨時休暇

#### (2) 相談センターの指示がない場合

ア：登校・出勤の自粛を要請し、学生は、当分の間は、原則として欠席とならないように配慮します。欠席する際には、科目・授業担当教員に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人ができない場合は、家族に連絡してもらう。教職員は当分の間、臨時休暇とする。

イ：症状がない場合

相談センター等に対し本人から確認のうえ、登校・出勤させる

	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降			
				相談センターの指示あり		相談センターの指示なし	
				自宅待機	それ以外	症状あり	症状なし
学生	欠席とせず、配慮する	欠席とせず、配慮する。	出席停止	出席停止	個別対応	欠席とせず、配慮する。	登校
教職員	年次有給休暇	臨時休暇	臨時休暇	臨時休暇	個別対応	臨時休暇	出勤

## 5. 家族が感染した場合

### (1) 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

- ・学生は、やむを得ず出席できない場合は、家族等の症状がなくなるまで欠席とならないように、配慮します。
- ・教職員は、やむを得ず出勤できない場合、家族等の症状がなくなるまで臨時休暇とします。

### (2) 同居している家族等が感染した場合

- ・学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から換算して14日間を出席停止とします。
- ・教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触した日から換算して14日間を臨時休暇とします。

## 6. 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報「危険レベル3,2,1」の国や地域から帰国した場合

- ・学生は、帰国後14日間を出席停止とし、欠席の扱いにならないように、配慮します。
- ・教職員は、帰国後14日間を臨時休暇とします。